

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月27日（令和6年（行情）諮問第752号及び同第755号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1000号及び同第1002号）

事件名：特定期間に作成された「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する文書の一部開示決定に関する件

「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち特定期間に作成された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年8月7日付け防官文第11957号、平成30年2月7日付け同第1418号及び同月22日付け同第2232号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件に

おける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)【別紙1(略)】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室)【別紙2(略)】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要であ

る」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イないしエ 上記(1) イないしエと同旨。

オ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(3) 審査請求書3(原処分3について)

ア 上記(2) アと同旨。

イないしエ 上記(1) イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 文書の特定が不十分である。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年8月7日付け防官文第11957号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙(本件対象文書1)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、平成30年2月22日付け同第2232号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙を除く部分(本件対象文書2)について、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年8か月及び約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に

加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年2月7日付け防官文第1418号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙（本件対象文書1）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同月22日付け同第2235号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙を除く部分（本件対象文書2）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分3において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条2号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分3について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全て

の内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書2の一部が同条2号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ及びウ 上記(1)イ及びウと同旨。

エ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

オ 上記(1)カと同旨(ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのは「原処分2」と読み替える。)。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和6年6月27日 | 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第752号及び同第755号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年7月8日 | 審議(令和6年(行情)諮問第752号) |
| ④ 令和7年2月10日 | 本件対象文書の見分及び審議(令和6年(行情)諮問第752号及び同第755号) |
| ⑤ 同年3月7日 | 令和6年(行情)諮問第752号及び同第755号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書 1 の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 2 号及び 3 号に該当するとして不開示とする原処分 1 及び原処分 3 を行い、本件請求文書 2 の開示請求につき、先行処分において、本件対象文書 1 を特定し、全部開示する原処分 2 を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和 6 年（行情）諮問第 7 5 2 号において、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書 1 の開示請求は、「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち、別件の開示請求で特定された以降に策定された文書 3 件のうち、「航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について 開発集団研第 1 3 号（2 7． 6． 3 0）」の開示を求めるものであることから、本件対象文書を特定した。

イ 本件請求文書 2 に係る開示請求書には、「対象文書は 2 0 1 7． 5． 1 0－本本 B 2 6 2－②と同じ。」と記載されていたことから、請求受付番号が「2 0 1 7． 5． 1 0－本本 B 2 6 2－②」である本件請求文書 1 の開示請求と同じ文書の開示を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書 1 の開示請求につき本件対象文書を特定し、本件請求文書 2 につき先行処分である原処分 2 において本件対象文書 1 を特定したこと

は妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号及び3号に該当するとして不開示とし、本件請求文書2の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書1につき本件対象文書を特定し、本件請求文書2につき先行処分において本件対象文書1を特定したことは妥当であり、本件対象文書2につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち2015. 5. 7－本本B199で特定された以降に策定されたもの。文書名、文書番号及び日付：航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について 開発集団研第13号（27. 6. 30）
- (2) 「兵器体系研究に（空幕研究または空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告のうち2015. 5. 7－本本B199で特定された以降に策定されたもの。＊対象文書は2017. 5. 10－本本B262－②と同じ。＊＊前回請求では情報公開・個人情報保護審査会の調査審議を経ずに棄却されましたので再請求する次第です。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1

航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について
（報告）（17－R3（D））（開発集団研第13号。27. 6. 30）
（かがみ及び別冊の表紙）

(2) 本件対象文書2

航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について
（報告）（17－R3（D））（開発集団研第13号。27. 6. 30）
（かがみ及び別冊の表紙を除く。）

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
本文 2 頁ないし 7 頁及び 9 頁のそれぞれ一部	特定の法人が独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、同法人への不利益や信用等の非財産的権利が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 2 号に該当するとともに、航空自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊付録第 1 1 頁ないし 1 9 頁のそれぞれ一部	
別冊付録第 2 1 頁、1 4 頁、1 5 頁、3 0 頁、3 3 頁、4 6 頁ないし 4 8 頁、5 0 頁、5 6 頁、5 7 頁、5 9 頁ないし 8 2 頁及び 8 8 頁ないし 1 1 5 頁のそれぞれ一部	
別冊付録第 3 1 頁及び 2 3 頁ないし 3 9 頁のそれぞれ一部	
別冊付録第 4 1 1 頁ないし 2 7 頁、4 6 頁ないし 5 1 頁、1 1 0 頁ないし 1 1 2 頁、1 2 0 頁ないし 1 3 9 頁及び 1 4 3 頁ないし 1 5 4 頁のそれぞれ一部	